

## 【EU】 エネルギー市場自由化:電力・ガス事業規制強化

海外立法情報調査室・植月 献二

\* EU 域内エネルギー市場の自由化促進を目指す一連の指令及び規則案が、2009 年 6 月 25 日、閣僚理事会で承認され確定した。これらは、より確実で持続的なエネルギー供給を目指すものである。電力・ガスの生産、輸送、販売における各事業者を効果的に分離し、エネルギー規制監督機能強化、透明性向上を図る。消費者保護、価格抑制、公正な競争、再生可能エネルギー利用、エネルギー効率向上の促進が期待されている。

### 背景と経緯

エネルギー市場の完全な開放を行うためには規制の枠組みが必要である。例えば、ひとつの電力会社が、発電から一貫して送電及び販売までを独占している場合、新しい事業者や小口の業者がそれら事業に割り込む機会は限定されてしまう。その結果、利用者は電力供給会社を自由に選択することが困難となり、自由競争による価格低減や、再生可能エネルギーの利用を選択することなどが期待できない。

EU は、1990 年代後半にエネルギー市場を自由化するための指令（96/92/EC、98/30/EC）を定め、電力・天然ガスに関する事業者の生産、輸送、販売の分離を図ってきた。しかし、その効果が不十分であったことから、2003 年にこれらを再策定（2003/54/EC、2003/55/EC）し、加えて、国際電送網へのアクセス条件に関する規則（(EC) No 1228/2003）、2005 年に天然ガス輸送網へのアクセス条件規則（(EC) No 1775/2005）を定めて、事業の分離・独立を義務付け、各構成国に規制機関の設置を義務付けるなどの規制強化を図った。こうして、エネルギー市場の自由化は、2004 年 7 月までに送電・ガス輸送網が生産から切り離されて新規事業者の市場参入への機会が開かれ、2007 年 7 月までには地域の電力・ガス会社の分社化も義務付けられて、個々の家庭においても電力供給業者を選択することが可能になったはずであった。

しかしながら、2007 年 1 月に欧州委員会の行った電力に関する競争状況調査によれば、国の独占企業などの垂直統合型の事業者は、その関連企業を優遇し新規事業者を冷遇するという事態があるが、法令はこれを効果的に防止できておらず、同様に、ガス領域においても既存事業者が統制する傾向が強いということが判明した。そこで、欧州委員会は、2007 年 7 月、再度、議案を欧州議会と閣僚理事会に提出した。これは、調査で判明した市場の構造的欠陥を解消し、エネルギー規制機関の独立性強化を行い、さらに、将来のエネルギー需給バランスへの危惧、及び、気候変動への影響に対処しようというものである。事業の分離については、完全分離を欧州委員会は主張し、妥協案も用意したが、国営独占会社を擁する仏独の強硬な要請で選択肢に「輸送事業のみの独立管理」が付加された。反対していた欧州議会も 6 月の議会選挙前での決着を望み、エネルギー規制機関の独立性強化及び消費者保護の強化を見返りに妥協した。

2009年6月25日に採択された一連の指令及び規則は、前回改定あるいは新設した指令及び規則を再び新しいものに置き換え、加えて、EUレベルのエネルギー協力規制機関を設置する規則を新たに定めるものである。なお、指令について、各構成国は官報掲載後18か月以内に国内法に組み込まなければならない。

## 法令の内容

### 1. 域内電力市場の共通ルールに関する指令（2003/54/EC指令を廃止）

EUにおける自由競争による電力市場の統合と発展を目指し、消費者保護の規定を含んだ共通ルールを定めている。電力の生産、送電、配電・販売の各事業を分離する方法として、次の3つから選択可能とした。①所有権を完全分離、②運用・経営を独立、③送電事業運用のみを独立。指令には、普遍的サービスの義務化、消費者の権利、明確な競争要件などが定められている。消費者にはサービス条件の明示を求める権利、3週間以内での無償契約先変更の権利が認められている。地域での規制機関間の協力強化、送電系統業者間の協力強化、エネルギー規制機関についてはその目的、任務、権限を詳細に定めている。また、消費者による電力消費状況把握、消費ピーク時の回避、エネルギー効率向上に資するためのインテリジェント計測システムを2020年までに80%以上の家庭に導入するとしている。

### 2. 国際相互送電網へのアクセス条件に関する規則（(EC) No 1228/2003規則を廃止）

国や地域の市場特性を踏まえ、国を跨る相互の送電に公平なルールを定め、国内エネルギー市場の競争を活性化させ、高レベルの安定電力供給を可能とする。EUレベルの送電系統運用者ネットワークを設置し、これを通じて、国際相互協力及び投資を促進する。国境間の電送における、料金及び利用可能な容量の割当てについて、調和のとれた原則を設定する補償メカニズムを策定する。

### 3. 域内天然ガス市場の共通ルールに関する指令（2003/55/EC指令を廃止）

ここでは、1.の電力に関する指令と同様な規定を、天然ガスに関して定めている。

### 4. 天然ガス輸送網へのアクセス条件に関する規則（(EC) No 1775/2005規則を廃止）

天然ガス輸送網へのアクセス条件について、また、液化天然ガス施設及び貯蔵施設へのアクセス条件について非差別的なルールを設ける。策定趣旨は電力と同様であり、また、EUレベルのガス輸送系統運用者ネットワークを設置する。

### 5. エネルギー規制協力機関を設立する規則（新設）

欧州共同体に法人格を持った、各構成国のエネルギー規制機関の活動を支援し調整する機関を設立する。

主要な参考文献（インターネット情報はすべて2009年7月21日現在である。）

- ・ “Council adopts internal energy market package,” 欧州閣僚理事会速報, 11271/09 (Presse 191) <[http://www.consilium.europa.eu//uedocs/cms\\_data/docs/pressdata/en/misc/108740.pdf](http://www.consilium.europa.eu//uedocs/cms_data/docs/pressdata/en/misc/108740.pdf)>
- ・ “EU adopts new rules strengthening the internal energy market,” 欧州連合速報, IP/09/1038 <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=IP/09/1038&format=HTML&aged=0&language=EN>>